

議案第 23 号

里庄町農業委員会の委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることについて

里庄町農業委員会の委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等又はこれに準ずる者とすることについて議会の同意を求める。

平成 29 年 3 月 17 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。